



千地申1号「第33回定期大会」の発言に踏まえた申し入れ

## 地本大会での代議員発言に基づき、千葉支社と団体交渉を行う！②

3. 非組合員または組合未加入者によって、利益誘導や労働組合の脱退を促すような言動がなされ、社員・組合員が将来への不安を抱えながら業務している実態があることから、各種ハラスメント行為を労使で防止すること。

- ・脱退を促すような言動は、管理者、一般社員ともにあってはならない。指導は繰り返し行っていく。万が一、あった場合は厳正に対処する。
- ・(疑わしい言動があったという)組合から提起のあったものは、受け止めている。  
「管理者の皆さんへ」の文書のとおり、不利益や利益誘導に繋がる言動は慎むよう指導している。
- ・(佐倉運輸区で発生した、添乗中に脱退を促すような言動があったとの指摘については)脱退を慫慂するような発言をしてはいけなと指導してきた。職場での指導を継続する。

**脱退を促すような言動に対しては厳正に対処し、  
そのようにとられかねない疑わしい言動もないようにすることを確認！**

4. 各事業所における過半数代表者の選出にあたっては、記入場所へのパーテーション設置や投票箱の封印等により、投票用紙の記入内容について個人が特定されないよう対策するとともに、開票にあたっては立会人を配置すること。なお、各事業所における取扱いを統一すること。

- ・選出は公正・公平に行われ、介入していないと認識している。
- ・過半数代表選は、有権者全員が公平に立候補や投票ができるよう、目安を周知している。職場の規模によっても周知期間は変動するため、一律の基準を設けることはできない。
- ・千葉運輸区では、公正・公平な選挙のために管理者が近くに立哨したと聞いている。調査した結果、「誰に記入したかまでは見ていない」「立っはいるが覗き込んではいない」という事実を確認した。
- ・管理者は選挙事務を円滑に行うことを目的にしている。公正・公平でなければ指導する。
- ・千葉運輸区では、公正に取り扱うように変えたと聞いている。今回については衝立を設けていないが、一人ずつ投票できるよう場所を変更している。
- ・2月1日の現在員数に基づき選挙を組み立てるよう、現場長向けの通達を出している。
- ・過半数代表選の周知期間について「短い」という指摘があれば、現場の判断で延ばせる。



**過半数代表者の選出は、公正・公平でなければ指導することを確認！**

5. 様々な名称で結成されている「社友会」と会社の関係性について明らかにすること。また、加入に関して強引な勧誘があった場合には厳正に対処すること。

- ・会社としては、社友会は「社員の親睦を図る会」と認識している。
- ・職場規律の観点から、就労に支障が生じるような悩み・相談があった時は、「管理者と社員」という職制の中で対応する。就労意欲を持ち、業務に集中できるよう環境を整える。
- ・社友会に対する資金援助はしない。人材育成費を社友会に使うことはない。
- ・社友会の加入の有無で、指導操縦者を定めることはない。能力を鑑みて決めている。

**社友会はあくまで「有志の親睦の場」であり、会社の資金を使うことはなく、  
社友会加入の有無による差別・選別はないことを確認！**

**その③に続く**